

医療保険制度改革の動向と全国知事会の対応状況

平成 24 年 7 月 19 日

社会文教常任委員会委員長

栃木県知事 福田 富一

○ 平成 24 年 5 月 21 日

- 厚生労働省からの「高齢者医療制度に関する国と地方の事務レベル会議」への参加要請に応じる方向で調整中のところ、「高齢者医療制度見直しに関する政府案」なる新聞報道を受け、当面参加を見合わせる旨回答

○ 平成 24 年 5 月 30 日

- 民主党厚生労働部門会議 高齢者医療制度に関する関係団体ヒアリング
(地方 3 団体は不参加)

○ 平成 24 年 5 月 31 日

- 民主党 高齢者医療制度の見直し案（国保法等の一部を改正する法律案要綱案）決定
(内容は平成 22 年 12 月の高齢者医療制度改革会議「最終とりまとめ」と基本的に同じ。)

- ・ 後期高齢者医療制度を廃止し 75 歳以上の高齢者も国保又は被用者保険に加入
- ・ 国保について 75 歳以上の被保険者に係る財政運営を都道府県が行う仕組み
- ・ 施行後 5 年を目途に国保について全ての被保険者に係る財政運営を都道府県単位化 等

○ 平成 24 年 6 月 1 日

- 民主党の高齢者医療制度見直し案について医療保険制度改革 PT リーダー声明文発表

- ・ 民主党の見直し案は、まさに「最終とりまとめ」そのものであり、①高齢者の方々を新たに分断し、②低所得者が多い国民健康保険の財政構造を一層悪化させ、③国は財政責任を全くとらないもの、と断じざるを得ない。
- ・ 「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」における合意事項を無視したもので、まさに地方軽視と言わざるを得ない。
- ・ このような問題の多い法案が、地方の理解を得ることなく国会に提出されることは、あり得ないものと理解している。

○ 平成 24 年 6 月 15 日

- 民主・自民・公明 3 党による社会保障・税一体改革関連法案の修正等確認

『社会保障制度改革推進法案』

§ 6 政府は、医療保険制度に原則として国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

IV 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

§ 9 社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、国民会議を置く。

§ 10 国民会議は、委員二十人以内をもって組織する。

② 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

③ 委員は、国会議員を兼ねることを妨げない。

○ 平成 24 年 6 月 26 日

- 衆議院本会議で社会保障・税一体改革関連法案可決